

## 被扶養者認定に係る収入の基準額等

所得税法では、暦年（1月1日から12月31日まで）ごとに所得を算定するが、被扶養者認定においては、**事実発生日以降に見込まれる恒常的な収入により算定する。**

なお、収入見込みを示すことが難しい場合には、**前年（1月1日から12月31日まで）の状況を勘案して収入見込みを算定することとする。**

### （1）収入限度額

認定対象者の収入額は次のアからウに掲げる金額（以下「収入限度額」という。）の範囲内であること。（運用方針2条関係1項2号）

ア 認定対象者の向こう1年間の恒常的な収入見込額が年額130万円未満であること。ただし、障害を支給事由とする給付の受給要件に該当する程度の障害を有する者である場合又は60歳以上の者である場合は、恒常的な収入見込額が年額180万円未満であること。  
※運用方針の改正による変更であり、変更内容は令和5年4月1日から適用する。

イ パート、アルバイト等の給与収入については、月の収入額が上記アに定めた年額を月額に換算（アの年額÷12月）した金額未満であること。

130万円÷12月≒**月額108,334円未満**

180万円÷12月= **月額150,000円未満**

ボーナスなど賞与に相当するものが支給される場合は、状況に応じて配分加算する（例：4月から6月分までのボーナスとして15万円支給される場合は、4月から6月までの各月收入に5万円ずつ加算する）。

ウ 雇用保険法の基本手当、健康保険法の傷病手当金及び出産手当金など休業補償となる収入については、上記アに定めた年額を日額に換算（アの年額÷360日）した金額未満であること（1か月を30日として算出します）。

130万円÷360日≒**日額3,612円未満**

180万円÷360日= **日額5,000円未満**

なお、雇用保険の基本手当に加えて技能習得手当（受講手当及び通所手当）が支給される場合は、それらも収入に含めて算出する。

### 被扶養者の収入限度額一覧

認定対象者の区分		障害年金を受給している	60歳以上	原則
収入限度額	年額	1,800,000円	1,800,000円	1,300,000円
	月額	150,000円	150,000円	108,334円
	日額	5,000円	5,000円	3,612円

## (2) 恒常的な収入となるものについて

毎月々に得ることができるような収入や、毎月は得られないが毎年継続して繰り返し得られる性質の収入を指し、次のような収入となる。

収入の種類	内容
給与収入	給料・賞与・手当・賃金・報酬等 勤務開始日（恒常的な収入が変化した日）から1年間の恒常的な収入の推計額で、諸手当（通勤手当等含む。）を含み、税や雇用保険等を控除する前の総収入額とする。
年金収入	厚生年金・共済年金・国民年金（遺族年金・障害年金を含む。） 企業年金・恩給・個人年金等 なお、税や社会保険料を控除する前の総受給額とする。
事業収入・不動産収入	一般事業（商業・製造業・その他）、農業・漁業から生ずる収入、及び土地・家屋・駐車場・倉庫等の賃貸による収入 なお、所得税法上の必要経費控除前の総収入を基本とし、扶養認定において必要と認められた経費（ <u>売上原価（仕入金額）</u> ）のみ控除した額を収入とする。
利子収入・配当収入・株式等の譲渡収入	預貯金利子・株式配当金・有価証券利息・FX取引・デイトレード等で税を控除する前の額 なお、所得税法上確定申告不要の場合もありますが、共済組合では全て収入に含めます。 <u>取得価額を控除した額を収入とする（売却手数料は含めない）。</u>
司法修習生に貸与される修習資金	主として月々の生活費を援助することを目的とした資金の提供であると考えられているため、恒常的な収入とする。
研究奨励金	日本学術復興会特別研究員に支給される研究奨励金は、生活補助的な収入であるため、恒常的な収入とする。
雑収入	原稿料・執筆料・講師謝金・講演料・出演料・印税等で税を控除する前の額を収入とする。
退職後の休業給付金等	傷病手当金・出産手当金（病気やけが、出産のために退職後に給付されるものは日額で判定する。） ※日額収入限度額以上で受給中の者もしくは給付を受ける資格があり申請をする予定の者は認定できません。 ※支給が終了した時、他の認定要件を備えている場合は被扶養者の申請ができますので、支給終了が確認できる書類を添付し、届出してください。
雇用保険法の給付	失業等給付の基本手当・傷病手当等（日額で判定）
失業者の退職手当	公務員を退職した際に当該手当を受けるとき
国又は自治体から支給される手当等	特別障害者手当・重度心身障害者手当・心身障害者福祉手当・特別児童扶養手当・児童扶養手当等
その他共済組合において、前記に準ずると判断した収入	

## (3) 恒常的な収入とみなされないものについて

- ・退職金や資産の譲渡、売却等の一時的に生じた収入
- ・奨学金

経済的理由により就学困難なものに学資金として支給・貸与されているものであるため、収入には含めません。